

## 松くい虫等駆除予防法案要綱

### 一 趣旨

戰后松くい虫等の森林害虫の異常な発生及びまん延に對しては、早期且つ徹底的に、これを駆除し、及びそのまん延を防止し、かつて森林の健全を図る必要がある。

### 二 措置

- (1) 農林大臣又は都道府縣知事は、松くい虫の異常なまん延にかんがみ、森林以外の樹木についても松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置を命ずることができる。
- (2) 農林大臣又は都道府縣知事は、松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要があるときは、区域を指定して、松樹その他の樹木の伐倒木等ではなく皮なしのもののみを側限し、又は禁止することができる。
- (3) 農林大臣又は都道府縣知事は、特に必要があるときは、その必要の限度において区域を指定し、伐倒木等のはく皮を命ずることができる。

(4) 農林大臣又は都道府縣知事は、当該官吏又は森林害虫防除員に森林又は貯木場その他伐倒木等を放置する場所に立ち入り、検査せることができる

松くい虫等駆除予防法  
(農林省案)

林野廳

松くい虫等駆除予防法（農林省案）

（趣旨）

第一條 松くい虫等の駆除及びそのまん延の防止に因しては森林法（明治四十年法律第団十三号）第六章の規定にかかわらず、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二條 この法律において「松くい虫等」とは、松樹その他の樹木に附着しその生育を害する穿孔虫類をいう。

2 この法律において「伐倒木等」とは、伐倒木、風倒木、枯損木、素材、用材又は薪炭材であつてはく皮しづらひのものをいう。

（駆除命令）

第三條 松くい虫等が、異常にまん延して森林資源に重大な損害を與えるおそれがあると認めるときは、農林大臣は、早期に且つ徹底的に、これを駆除し、又はその蔓延を防止するため必要な限度において、区域及び期間を定め、左の各号に掲げる

命令をすることができる。

一 松くい虫等の附着してゐる樹木を所有し、又は管理する者に対し、当該樹木の伐倒及び、皮並びに松くい虫等及びその附着してゐる枝條樹皮等の焼却を命ずること

二 伐採跡地を所有し、又は管理する者に対し、松くい虫等が附着し又は附着するおそれがある根株のはく皮並びに松くい虫等及びその附着してゐる枝條・樹皮等の焼却を命すること

三 松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがある伐倒木等の移動を制限し、又は禁止すること

四 松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがある伐倒木等を所有し、又は管理する者に対し、そのはく皮等の措置を命すること

2 前項の規定による命令は、國会の議決を経た予算の範囲内においてしなければならぬ。

3 第一項の規定による命令をするには、左の事項を公表しなければならぬ。

- 一 区域及び期間
- 二 松くい虫等の種類
- 三 行うべき措置の内容
- 四 その他必要な事項

(駆除措置)

第四條 農林大臣は、前條第一項第一号又は第二号に掲げる命令をした場合において、森林又は樹木の所有者又は管理者が指定された期間内に命ぜられた措置を行わなければ、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(協力命令)

第五條 農林大臣は、前條の規定により松くい虫等の駆除又はそのまん延を防止するための措置を行う場合において必要があるときは、都道府県を当該業務に協力させることができるものとする。

(都道府県知事の駆除命令等)

第六條 都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、その必要な限度において、区域及び期間を定め、第三條第一項各号に掲げる命令をすることができる。

2 前項の場合には第三條第三項及び第四條を準用する。この場合において第四條中「農林大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(立入検査)

第七條 農林大臣又は都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林又は貯木場、危庫その他伐倒木等を設置する場所に立ち入り、樹木又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、無償で、樹皮又は枝條を採取させることができる。

2 前項の規定による立入検査又は採取の検査は、犯罪検査のため認められたものと

解してはならない。

(指示権)

第八條 森林害虫防除員は、前條第一項の規定による検査の結果、伐倒木等に松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがあると認めるときは、当該伐倒木等の所有者又は管理者に対し、はく皮等の措置を指示することができる。

2 前項の指示を受けた者がその指示に従わないときは、森林害虫防除員は、当該伐倒木等につき、自らはく皮等の処分をすることができる。

(損害補償)

第九條 政府は、第三條第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、通常生すべき損失を補償する。

2 都道府県知事は、第六條第二項において準用する第三條第一項の規定による命令又は第八條第二項の規定により森林害虫防除員の行う処分により損失を受けた者に対し、通常生すべき損失を補償しなければならぬ。

(國庫補助)

第十條 國庫は 都道府縣に対し、予算の定める範圍内において、この法律の規定により都道府縣知事の行う松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止に關する措置に要する費用の一部を補助することができる。

(分担金)

第十一條 都道府縣は、第六條において準用する第三條及び第四條の規定により都道府縣知事が行う松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置により利益を受ける森林又は樹木の所有者又は管理者から、その者の受ける利益を限度として、地方自治法（昭和二十三年法律第六十ニ号）第二百十七條の分担金を徴収することができる。

(森林害虫防除員)

第十二條 この法律に規定する松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止の事務に從事させるため、都道府縣に森林害虫防除員を置く。

2 森林害虫防除員は、この法律の規定により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帶し、肉原者的要求があるときは、これを呈示しなければならぬ。

(特例)

第十三條 松くい虫等以外の森林害虫又は獸類、菌類若しくはバイラスが異常にまん延して森林資源に重大な損害を与えるものがあると認めるとときは、政令でその森林害虫等の種類及びその種類別に行うべき措置を指定してこの法律の全部又は一部を適用することができる。

(罰則)

第十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万圓以下の罰金に処する。

一 第三條第一項（第六條第二項において準用する場合を含む。）第三号に掲げる命令に違反した者

二 第四條（第六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分を拒

み、妨げ、又は忌避した者

第十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万圓以下の罰金に処する。

一 第三條第一項（第六條第二項に於て準用する場合を除む。）第四号に掲げる

命令に違反した者

ニ 第八條第二項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六條第七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万圓以下の罰金に処する。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

#### 罰 則

#### （施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年 月 日から施行する。

#### 理 由

松くい虫その他の森林害虫の異常な発生及び蔓延に対処し、早朝に亘つ徹底的にこれを駆除し、その蔓延を防止し、もつて森林の保全を図る必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。



